

京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議設置要綱第7条第2項の規定に基づき、京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の周知)

第2条 公開による会議を開催するにあたっては、その開催日の1週間前までに、開催日時、場所、傍聴に関する事項、傍聴人の定員、問合せ先を京都市交通局ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴は先着順に受付する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。
- 3 報道関係者及び京都市職員で座長が認めた者は、前2項の規定にかかわらず傍聴することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 児童及び乳幼児
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議の進行を妨げる恐れがあると座長が認める者
- 2 前項第4号に掲げる者のうち、15歳以上の保護者を伴う者であって、座長の許可を得た場合は、傍聴席に入ることができる。

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為を行うこと。
 - (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
 - (5) みだりに席を離れること。
 - (6) 写真、映画等を撮影し、又は録音等を行うこと。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為を行うこと。
- 2 前項第6号に掲げる行為については、特に座長の許可を得た者は、これを行うことができる。

(座長の指示)

第6条 前各条の他、傍聴人は、座長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日

番号	氏 名	住 所